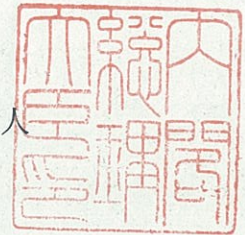


消食表第 3 6 5 号  
平成 2 3 年 8 月 2 4 日

消費者委員会  
委員長 松本 恒雄 殿

内閣総理大臣 菅 直人



諮 問 書

下記について、食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 1 9 条第 1 項に  
基づき貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 2 3 号）を別添新旧対照表のと  
おり一部改正し、生食用食肉の表示基準を追加することについて

一部改正案	現行
<p>第二十一条 別表第三に定める食品又は添加物であつて販売の用に供するものの表示の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第五項から第八項まで、第十六項及び第十九項において同じ。）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載すること。</p> <p>イ ツ （略）</p> <p>ネ 牛の食肉（内臓を除く。）であつて生食用のものにあつては、次の(1)から(5)に掲げる事項</p> <p>(1) 生食用である旨</p> <p>(2) とさつ又は解体が行われたと畜場の所在する都道府県名（輸入品にあつては、原産国名）並びに当該と畜場の名称及びと畜場である旨</p> <p>(3) 法第十一条第一項の規定に基づく生食用食肉の加工基準に適合する方法で加工が行われた施設（以下この項において「加工施設」という。）の所在する都道府県名（輸入品にあつては、原産国名）並びに当該加工施設の名称及び加工施設である旨</p> <p>(4) 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨</p> <p>(5) 子ども、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨</p>	<p>第二十一条 別表第三に定める食品又は添加物であつて販売の用に供するものの表示の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第五項から第八項まで、第十六項及び第十九項において同じ。）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載すること。</p> <p>イ ツ （略）</p>

ナシモ (略)

二〇五 (略)

六 別表第三第十五号に掲げる食品にあつては、次の(1)及び(2)に掲げる事項を店舗の見やすい箇所に表示すること。

(1) 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

(2) 子ども、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

二〇九 (略)

別表第一〇二 (略)

別表第三

一〇十四 (略)

十五 牛の食肉(内臓を除く。)であつて生食用のもの(容器包装に入れられたものを除く。)

別表第四〇十七 (略)

ネシヒ (略)

二〇五 (略)

二〇九 (略)

別表第一〇二 (略)

別表第三

一〇十四 (略)

別表第四〇十七 (略)